

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 加茂市の金融対策・雇用支援について

拡大を続ける新型コロナウイルス感染症により、市内中小企業等の事業活動への影響が懸念されることから、以下の通り中小企業者に対する金融対策・雇用支援を実施します。

## 【概要】

### 1. 金融対策

新潟県が創設した「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」に係る信用保証料の補給を行います。

対 象：市内中小企業者。

内 容：融資に係る信用保証料を次の割合で市が補給します。

融資額	補給割合
5,000 千円以内	100%
5,000 千円超 15,000 千円以内	50%
15,000 千円超 30,000 千円以内	25%

※新潟県「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」

対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれがある中小企業者等
融 資 限 度 額	30,000 千円以内 ※既存の県セーフティネット資金の他の要件とは別枠で利用可能
資 金 の 使 途	運転資金
融 資 期 間	7 年以内（据置 2 年以内）
貸 付 利 率	3 年以内            1. 15 % 3 年超 5 年以内   1. 35 % 5 年超 7 年以内   1. 55 %
取 扱 期 間	令和 2 年 2 月 28 日（金）から令和 3 年 3 月 31 日（金）

### 2. 雇用支援

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼して行う場合、その手数料を補助します。

対 象：常時雇用する従業員が 10 人未満の市内の事業所であること。  
事業所の事業主が雇用保険法の適用を受けるものであること。  
納付期限の到来した市税を完納していること。

補助額：1 社あたり 上限 10 万円

### 3. その他

各種支援策については、商工観光課にご相談ください。